

| | |
|------------------|-----|
| 都道府県・ 政令指定都市名 | 京都府 |
|------------------|-----|

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

| | |
|---------------|---------------------|
| 局 部 課 (室) 名 | 府民生活部男女共同参画課 |
| 担 当 職 員 数 | 10 名 (専任 10 名、兼任 名) |

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

| | |
|----------|---|
| 名 称 | 京都府男女共同参画推進本部 |
| 設置年月日・根拠 | 平成 元 年 5 月 19 日 根拠: 京都府女性政策推進本部規程 京都府訓令第14号 |
| 長 の 役 職 | 副知事(男女共同参画課担当) |

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

| | |
|-----------|----------------------|
| 会 議 の 名 称 | 京都府男女共同参画審議会 |
| 設 置 年 月 日 | 平成 16 年 7 月 20 日 |
| 構 成 員 | 15 名 (女性 9 名、男性 6 名) |

4 男女共同参画に関する計画

| | | | |
|-------------|---------------------------|--|--------------------|
| 計 画 期 間 | 平成 13 年 4 月 ~ 23 年 3 月 | | |
| 名 称 | 京都府男女共同参画計画—新KYOのあけぼのプラン— | | |
| 改定・見直しの予定時期 | 平成 23 年 4 月 1 日 | | ← 未定の場合は○をつけてください。 |

5 男女共同参画に関する条例

| | | |
|--------------------------|----------------------|------------------|
| 有の場合 | 名 称 | 京都府男女共同参画推進条例 |
| | 公 布 日 | 平成 16 年 3 月 26 日 |
| | 施 行 日 | 平成 16 年 4 月 1 日 |
| | 改 正 日 | 平成 年 月 日 |
| | 改 正 内 容 | |
| 改正が予定されている場合、改正予定時期: | | 平成 年 月 |
| 無の場合 ※どちらかに○をつけてください。 | 制定等について検討中(あれば、具体的に) | |
| | 特に検討していない | |

調査時点コード

1

平成21年4月1日

2

平成21年5月1日

3

その他:平成21年3月31日

6 審議会等委員への女性の登用

| | | | |
|---|---------------------------|--------------------------|--------------------------------------|
| 目 標 値 | 22 年度まで 40 % | 年度まで % | 年度まで % |
| 根 拠 | 京都府男女共同参画計画—新KYOのあけぼのプラン— | | |
| 対象となる審議会等の範囲 | 全審議会 | | |
| 目標の対象である審議会等における登用状況 | 調査時点コード | 3 | 委員会等数 (105) うち女性委員を含む審議会等数 (105) |
| | 延総委員等数 (1,801) | | 延女性委員等数 (621) 女性比率 (34.5) |
| うち法律または政令に基づく審議会等における登用状況 | 調査時点コード | 3 | 委員会等数 (29) うち女性委員を含む審議会等数 (29) |
| | 延総委員等数 (588) | | 延女性委員等数 (155) 女性比率 (26.4) |
| 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*) | 調査時点コード | 3 | 委員会等数 (35) うち女性委員を含む審議会等数 (35) |
| | 延総委員等数 (904) | | 延女性委員等数 (278) 女性比率 (30.8) |
| 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況 | 調査時点コード | 3 | 委員会等数 (9) うち女性委員を含む審議会等数 (6) |
| | 延総委員等数 (64) | | 延女性委員等数 (6) 女性比率 (9.4) |
| 目標値以外の目標設定 | | | |
| 女性登用方針 | 人材名簿作成の有無 | 有 ○ (公表 ○・非公表)・無 ・作成予定有 | |
| | 人材名簿が有る場合 | 掲載人数 | 1,360 人 (平成 21 年 3 月現在) |
| | そ の 他 | 人材育成事業の実施の有無 | 有 ○・無 |
| | | 委員の公募 | 有 ○・無 |
| | | その他 () | |

(*) 平成21年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの
(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

| | | | | | | |
|---------|---|-----------|---|-----------|---|--------------|
| 調査時点コード | 1 | 平成21年4月1日 | 2 | 平成21年5月1日 | 3 | その他:平成 年 月 日 |
|---------|---|-----------|---|-----------|---|--------------|

7 女性公務員の採用・登用状況

(1) 管理職の在職状況

調査時点コード 1

| | | 管理職総数 | | | 女性管理職の内訳 | | |
|--------------|---------|------------|---------------------------------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | | (人) (A) | うち女性管理職 (人) (B) = (C+D+E) | 女性比率 (%) (B/A) | 部長クラス (人) (C) | 次長クラス (人) (D) | 課長クラス (人) (E) |
| 本庁 | 計 | 319 | 15 | 4.7 | 0 | 1 | 14 |
| | うち一般行政職 | 246 | 15 | 6.1 | 0 | 1 | 14 |
| 支庁・地方 事務所 | 計 | 314 | 22 | 7.0 | 0 | 2 | 20 |
| | うち一般行政職 | 267 | 22 | 8.2 | 0 | 2 | 20 |
| 再掲 | 警察本部 | 127 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 |
| | 教育委員会 | 39 | 4 | 10.3 | 0 | 0 | 4 |

(2) 女性公務員の採用状況

平成20年4月1日～21年3月31日

| | 総数 (人) | うち女性数 (人) | 女性比率 (%) |
|---------|--------|-----------|----------|
| 上 級 | 227 | 19 | 8.4 |
| うち 警察本部 | 197 | 10 | 5.1 |
| 中 級 | 99 | 7 | 7.1 |
| うち 警察本部 | 99 | 7 | 7.1 |
| 初 級 | 3 | 2 | 66.7 |
| うち 警察本部 | 0 | 0 | |

(3) 女性採用・登用のための措置 ※実施しているものに○をつけてください。

| | |
|--|-------------------------|
| 1. 女性の採用目標の設定 | 具体的目標() |
| ○ 2. 女性の管理職登用目標の設定 | 具体的目標(平成22年度→8%(知事部局)) |
| 3. 女性職員の採用・登用に關する計画の策定 | |
| 4. 上記3の計画の策定、実施に實質的に關与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置 | |
| 5. 女性職員の採用・登用の状況や上記3の計画の進捗状況等に関する庁内の意見交換等の場の設置 | |
| 6. その他(内容: | |

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

| | | | | | | |
|-----------------|---|---------|-----|------------------|--------|----|
| 名 称 | 京都府男女共同参画センター | | | (単独施設 ・ 複合施設 ○) | | |
| 愛称・通称 | らら京都 | | | | | |
| 設置年月日 | 平成 8 年 4 月 1 日 | | | | | |
| 所在地等 | 郵便番号 601-8047 住 所 京都市南区東九条下殿田町70(新町通九条下ル) 京都テルサ東館2F 電話番号 075-692-3433 FAX番号 075-692-3436 ホームページ http://www.kyoto-womensc.jp/ | | | | | |
| 管理・運営主体 | 1. 施設管理 直営(担当部局名:) ○ 指定管理者(名称: (財)京都府民総合交流事業団) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名:) ○ 指定管理者(名称: (財)京都府民総合交流事業団) その他() 3. その他 直営(担当部局名:) 指定管理者(名称:) その他() | | | | | |
| 職員数 | 常勤 4 人、 | 非常勤 7 人 | 予算額 | 平成21年度 | 56,960 | 千円 |
| 主な事業 | *実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 ○ 1. 広報啓発(主な事項:) ○ 2. 講座(主な事項: KYOのあけぼの大学) ○ 3. 相談事業(主な事項: 一般相談、DVサポートライン、専門相談(フェミニストカウンセリング、法律相談)、労働相談、女性チャレンジ相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項:) ○ 5. 苦情処理(主な事項:) ○ 6. 交流促進(主な事項: 女性情報提供事業、自主事業支援等) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項:) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:) ○ 9. 調査研究(主な事項:) ○ 10. その他(主な事項: チャレンジ支援) | | | | | |
| 男女共同参画・女性に関するもの | | | | | | |

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

| | | | |
|-------|----------|----------|----|
| 名 称 | | 基金・基本財産額 | 千円 |
| 設置年月日 | 平成 年 月 日 | 出資者 | |

10 民間団体(女性団体等)との連携

(1) 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携 ※該当するものに○をつけてください。

1. 民間団体の組織化(2)へ
 2. 地方公共団体と民間団体との意見交換会の開催
 3. 地方公共団体からの民間団体への各種情報提供
 4. 地方公共団体から民間団体への助成金の交付
 5. 地方公共団体から民間団体への事業委託
 6. 地方公共団体と民間団体との共催事業の開催
 7. チャレンジ支援ネットワーク
 8. その他(主な事項:

(2) 民間団体(女性団体等)のネットワーク

| | | | | |
|---------------------------------|----------|--|-------|----|
| 各種女性団体連絡協議会等の有無 | ○ 有 無 | 名称等: 京都府男女共同参画センター運営協議会 | 加盟団体数 | 18 |
| | | | 会 員 数 | |
| 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無 | ○ 有 無 | | | |
| 活 動 内 容 ※実施しているものに○をつけてください。 | | <input type="checkbox"/> 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 <input type="checkbox"/> 2. 機関誌の発行 <input type="checkbox"/> 3. 広報啓発パンフレット作成 <input type="checkbox"/> 4. その他(内容: KYOのあけぼのフェスティバルへの参画 | | |

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況 ※該当するものに○をつけてください。

1. 担当者連絡会議を開催
 2. 市町村職員研修会を開催
 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
 4. 関係情報の収集提供
 5. 審議会等女性登用の働きかけ
 6. 補助金等の交付 [名 称 :
交付先 :]
 7. その他(内容:)

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣

(2) 女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
 2. 研修受講職員の男女比を配慮
 3. その他(内容:)

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

| 事 項 | 20年度予算 (千円) | 21年度予算 (千円) | 備考 |
|-----------------------|----------------|----------------|----|
| 関係予算総額(施設整備費を除く) | 96,570 | 85,417 | |
| 上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合 | 0.0117 % | 0.0100 % | |
| 男女共同参画・女性のための施設整備費 | | | |

14 平成21年度実施予定事業 ※欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。

| 実施予定事業の内容 | | 上記の事業内容を記入してください。欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。 | |
|--|---|--|--|
| 名 称 | 事業内容 等 | 参加予定者数 | 時 期 |
| 1. 委員会・懇話会 ・ 男女共同参画推進本部 ・ 京都府男女共同参画審議会 ・ 男女共同参画に関する意見交換会 | 新KYOのあけぼのプランの趣旨を普及啓発し同プランに基づき関係施策を総合的かつ円滑に推進 男女共同参画の推進に関する重要事項の審議、施策に関する苦情処理手続等を行う 女性団体をはじめ広く府民の意見を聴きながら、連携と相互交流を促進する | 15名 公募 | 必要に応じ 必要に応じ 年1～2回程度 |
| 2. 広報啓発 ・ DV啓発カードの作成・設置 ・ DV防止集中啓発事業 ・ DV防止啓発講座 ・ KYOのあけぼのフェスティバル開催事業 | 被害者の生活範囲に、手軽に持ち帰れる広報媒体の配置 関係機関が連携し、啓発機関等を設定し、集中的な啓発 二次被害防止に向けた啓発講座 「KYOのあけぼのフェスティバル」開催 | 1,500名程度 | 通年 11月 通年 10月 |
| 3. 講座 ・ 女性国内交流事業(女性の船) ・ KYOのあけぼの大学開催事業 ・ 地域女性エンパワーメントセミナー事業 | 地域社会の発展に積極的に参加し、貢献しようとする女性と その中核となるリーダーの育成を図るため、京都府内から公 募した女性を北海道に派遣する船上研修・訪問地研修 男女共同参画社会の実現に向け、女性の社会活動への参画 や男性の家庭生活への参画を支援する様々なセミナー等を 開催 地域女性リーダーのエンパワーメントを図ると共に、各団体、 グループのネットワーク化を促進し、男女がともにいきいきと 豊かに暮らせる地域社会づくりの担い手を養成 | 100名程度 延べ600名程度 | 6/19～22 通年 年2回 |
| 4. 相談事業 ・ 女性相談事業 ・ DV等サポートライン設置事業 ・ 女性チャレンジネット整備事業 | 女性が抱える問題や既存の相談機関では対応できない女性 に関わる複合的な問題についての相談・カウンセリング 専門のカウンセラーが暴力被害者の相談・カウンセリングを 行うことによるDV等被害者へのサポートの充実 起業を中心とするチャレンジニーズに対し専門の相談員による アドバイスや情報提供 | | 通年 通年 通年 |
| 5. 情報収集・提供 ・ 女性情報ネットワーク事業 | 男女共同参画に関する講演会や審議会等への委員移管する 女性の人材情報を提供する | | 通年 |
| 6. 苦情処理 ・ 苦情処理事業 | | | |
| 7. 交流促進 ・ 地域女性・わくわく支援事業 | 地域づくりなどに意欲のある女性たちが気楽に立ち寄り、相 談したり交流できる「地域女性わくわくスポット」を設置し、女 性のパワーを地域づくりに活かし、地域コミュニティを再生 | | 通年 |
| 8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 女性チャレンジオフィス支援事業 ・ 地域内職センター等設置運営事業 ・ ワーク・ライフ・バランス推進検討事業 | 企業、NPO創業期の支援を目的としたインキュベーション施 設の設置 内職者団体の運営経費に対する助成 男女共同参画センター内にワーク・ライフ・バランスコーナー を設置し、情報提供等を行うと共に、経営者団体、労働団体 等と連携して効果的な推進策を検討する | | 通年 通年 |
| 9. 国際交流・海外派遣事業 | | | |
| 10. 調査研究 ・ 府民意識調査 | 男女共同参画に関する意識調査 | | |
| 11. その他 ・ 女性顕彰事業「京都府あけぼの賞」 ・ 保育ルーム設置事業 ・ 男女共同参画センター運営 ・ 女性団体育成事業 | 府内で活躍している女性及び男女共同参画社会の推進に功 績のあった者で特に功績の著しい者を顕彰 乳幼児をもつ女性の社会参加を促進するため、京都府が実 施する講演会等に保育ルームを設置 男女共同参画推進条例に基づく重点施設として、条例や新KY Oのあけぼのプランに基づき男女共同参画社会づくりに向 けた各種取組を推進 女性団体の育成のため実施する事業に対し助成 | | KYOのあけぼのフェ スティバルで表彰 通年 通年 通年 |

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成21年4月1日現在

平成21年5月1日現在

その他:平成21年3月31日現在

○

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|---------------------|---|----|-------|----|---|---|---|----|---|---|----|---|---|---|----|---|
| 知事 ※該当する方に○をつけてください | 女性 | ○ | 男性 | 任期:平成 | 14 | 年 | 4 | 月 | 16 | 日 | ～ | 22 | 年 | 4 | 月 | 15 | 日 |
| 副知事 | 2 名 (女性 0 名、男性 2 名) | | | | | | | | | | | | | | | | |

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*平成21年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、21年3月に内閣府が把握したもの

| | 審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください) | 委員総数(人) | うち女性委員数(人) | 女性委員の割合(%) | 備考 |
|-----|---|---------|------------|------------|-----------|
| | 1 都道府県防災会議 | 60 | 4 | 6.7 | |
| | 2 国土利用計画地方審議会 | 17 | 6 | 35.3 | |
| | 3 土地利用審査会 | 7 | 2 | 28.6 | |
| | 4 都道府県交通安全対策会議 | 20 | 1 | 5.0 | |
| × | 5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入し、この欄は空欄とする。 併せて備考欄に「6と統合」と記入する。 | | | | 6と統合 |
| | 6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会) | 46 | 17 | 37.0 | |
| | 7 精神医療審査会 | 15 | 4 | 26.7 | |
| × | 8 都道府県生活衛生適正化審議会 | | | | |
| | 9 都道府県医療審議会 | 25 | 8 | 32.0 | |
| | 10 准看護師試験委員 | 15 | 8 | 53.3 | |
| | 11 麻薬中毒審査会 | 5 | 1 | 20.0 | |
| | 12 地方社会福祉審議会 | 31 | 9 | 29.0 | |
| | 13 地方障害者施策推進協議会 | 25 | 10 | 40.0 | |
| | 14 国民健康保険審査会 | 9 | 4 | 44.4 | |
| | 15 都道府県農業共済保険審査会 | 9 | 3 | 33.3 | |
| | 16 都道府県森林審議会 | 15 | 5 | 33.3 | |
| | 17 都道府県建設工事紛争審査会 | 15 | 6 | 40.0 | |
| | 18 建築審査会 | 7 | 3 | 42.9 | |
| | 19 都道府県建築士審査会 | 9 | 3 | 33.3 | |
| | 20 都道府県都市計画審議会 | 29 | 2 | 6.9 | |
| | 21 開発審査会 | 7 | 1 | 14.3 | |
| | 22 私立学校審議会 | 13 | 5 | 38.5 | |
| × | 23 石油コンビナート等防災本部 | | | | |
| × | 24 公害健康被害認定審査会 | | | | |
| × | 25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会) | | | | |
| × | 26 都道府県児童福祉審議会 | | | | 12と統合 |
| | 27 地方港湾審議会 | 27 | 5 | 18.5 | |
| × | 28 土地区画整理審議会 | | | | |
| | 29 教科用図書選定審議会 | 20 | 3 | 15.0 | H21.4.1現在 |
| | 30 スポーツ振興審議会 | 19 | 5 | 26.3 | |
| | 31 介護保険審査会 | 18 | 7 | 38.9 | |
| | 32 道府県固定資産評価審議会 | 12 | 3 | 25.0 | |
| | 33 感染症審査協議会 | 49 | 18 | 36.7 | |
| | 34 警察署協議会 | 272 | 113 | 41.5 | |
| | 35 土地収用事業認定審議会 | 7 | 3 | 42.9 | |
| | 36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会 | 7 | 3 | 42.9 | |
| | 37 国民保護協議会 | 59 | 5 | 8.5 | |
| | 38 地方独立行政法人評価委員会 | 5 | 2 | 40.0 | |
| × | 39 市街地再開発審査会 | | | | |
| × | 40 都道府県職員委員会 | | | | |
| | 41 市町村合併推進審議会 | 10 | 4 | 40.0 | |
| × | 42 自然再生協議会 | | | | |
| | 43 公益法人等認定審議会 | 5 | 2 | 40.0 | |
| | 44 後期高齢者医療審査会 | 9 | 2 | 22.2 | |
| | 45 留置施設視察委員会 | 6 | 1 | 16.7 | |
| 合 計 | | 904 | 278 | 30.8 | |

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

| | 委員会等名 | 委員総数(人) | うち女性委員数(人) | 女性委員の割合(%) | 備考 |
|-----|------------|---------|------------|------------|----|
| 1 | 教育委員会 | 6 | 1 | 16.7 | |
| 2 | 選挙管理委員会 | 4 | 0 | 0.0 | |
| 3 | 人事委員会 | 3 | 1 | 33.3 | |
| 4 | 監査委員 | 4 | 0 | 0.0 | |
| 5 | 公安委員会 | 5 | 1 | 20.0 | |
| 6 | 都道府県労働委員会 | 15 | 1 | 6.7 | |
| 7 | 収用委員会 | 7 | 0 | 0.0 | |
| 8 | 海区漁業調整委員会 | 10 | 1 | 10.0 | |
| 9 | 内水面漁場管理委員会 | 10 | 1 | 10.0 | |
| 合 計 | | 64 | 6 | 9.4 | |